建設労働需給調査(労働モニター調査)の概要

1. 調査目的及び沿革

建設労働需給調査(通称「労働モニター調査」)は、建設技能労働者の需給状況等を職種別・地域別に毎月把握することにより、建設業者の技能労働者確保に資するとともに、円滑な公共事業の執行及び建設労働対策をすすめるための基礎資料とすることを目的とし、総務大臣の承認を受けた統計調査(いわゆる「承認統計」)として、昭和54年7月より調査を実施している。

2. 調査客体

建設業法上の許可を受けた法人企業(資本金300万円以上)で、調査対象職種の労働者を直接 雇用する建設業者のうち約3,000社を対象としている。

3. 調查対象職種

型わく工 (土木)、型わく工 (建築)、左官、とび工、鉄筋工 (土木)、鉄筋工 (建築)、電工及 び配管工の 8 職種。(平成 4 年 10 月より従来の 6 職種の調査結果と併せて、電工、配管工及び 8 職種計の調査結果を掲載している。)

4. 調查対象期間

毎月 10 日~20 日までの間の1日(日曜、休日を除く)を調査対象日としている。

5. 調査対象地域

北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄の 10 地域

6. 調査事項

(1)現在の不足状況

不足率の算出に必要な下記項目について調査している。

・モニター業者が手持現場において確保している労働者数

・ 確保したかったが出来なかった労働者数

確保したが過剰となった労働者数

(参考)

確保したかったが確保したが過剰出来なかった労働者数 - となった労働者数

> 確保している労働者数 + 確保したかったが 出来なかった労働者数

(2) 現在の手持現場の状況

残業・休日作業を強化している現場数及びその理由を調査している。

(3) 今後の労働者の確保の難易に関する見通し 2~3ヶ月後の技能労働者確保の難易に関する見通し及びその理由を調査している。

7. 公表時期

前月の結果を翌月末に公表している。

8. 担当機関(全国集計に関する問合せ先)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 労働係 電話 03-5253-8111 (内線 24-854)

以上

令和2年7月現在 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課